（№　L-2017-016）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2018年　2月　9日 | 受　信　日　　2018年　2月　9日 |
| 会 社 名　LiteS規約WG | 改訂対象： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部 署 名 | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名 |
|  TEL:連 絡 先 FAX: |
| 件　　名　 |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】以下のデータ項目を新設する。(1) 改訂対象* [1379] 全体工事開始日
* [1380] 全体工事終了日

(2) 改訂内容(2-1) 以下の箇所について、【CR別添①】および【CR別添②】のとおり改訂する。＜LiteS実装規約Ver.2.1ad.7→LiteS実装規約Ver.2.2ad.1＞「B.情報表現規約　Ⅹ.メッセージごとの使用データ項目」（p.499-p.520）(2-2) 以下の箇所について、次表のとおり改訂する。＜LiteS実装規約Ver.2.1ad.7→LiteS実装規約Ver.2.2ad.1＞「2.3. データ項目定義と運用の詳細」（p.68-,p.112-,p.155-,p.194-,p.263-,p.345-,p.423-,p.463-）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　2.3. データ項目定義と運用の詳細・・・（記載なし） |
| 変更後 | ＜本文＞　2.3. データ項目定義と運用の詳細・・・

|  |
| --- |
|  [1379]全体工事開始日　元請負人が注文者から請け負った全体工期の開始日。 |

|  |
| --- |
| [1380]全体工事終了日　元請負人が注文者から請け負った全体工期の終了日。 |

|  |
| --- |
| [1052]工事・納入開始日　工事・納入の開始年月日・時分秒。（時分秒については省略可） |

・下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請契約の施工期間の開始日を記載する。

|  |
| --- |
| [1053]工事・納入終了日・納入期限　工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。（時分秒については省略可） |

・下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請契約の施工期間の終了日を記載する。 |

（注）[1379]全体工事開始日、[1380]全体工事終了日、[1052]工事・納入開始日、[1053]工事・納入終了日・納入期限、のデータ項目定義の文案は、国土交通省資料（http://www.mlit.go.jp/common/000125260.pdf）より引用。 |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】　「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成２３年８月、国土交通省）にて、下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請負人の施工期間を明記することが定められたことを受けて、「全体工期」の開始日、終了日を記載するデータ項目を新設する必要が生じた。　また、工事請負契約外請求／請求確認メッセージが策定されたことを受けて、小数点以下3桁の単価を新設する必要が生じた。【既存ユーザ等への影響】[1379]全体工事開始日、[1380]全体工事終了日に関しては、法令遵守の観点から、本改訂はすべてのユーザにて対応されるべきであると考えられる。[1375]単価（小数3桁）は、工事請負契約外請求／請求確認メッセージの利用ユーザのみの影響となる。 |

（L-2017-016）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2018年1月29日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）全体工期等の新設 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 業務の見直し、変更は生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | CI-NETにて見積業務および注文業務を行うすべてのユーザにおいて、システム改修の負担が生じる。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | [1379] 全体工事開始日、[1380] 全体工事終了日については、見積等で明記することが国土交通省のガイドラインで定められていることから、早急に対応されるべきである。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)全体工期を見積等に明記することは国土交通省のガイドラインで定められていることから、対応必須であるとして本CRは承認された。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)法令遵守の観点から、本CRについては早急に対応される必要がある。 |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |